参考様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

退院後生活環境相談担当者の選任と役割のご紹介

平成　　年　　月　　日

あなたは　　　　年　　月　　日に（措置入院・緊急措置入院）となりました。

地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン（平成30年3月27日付け障発0327第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、措置入院（緊急措置入院含む）された方お一人お一人に「退院後生活環境相談担当者」が選任されることになりました。

あなたの「退院後生活環境相談担当者」は　　　　　　　　　　　　　（精神保健福祉士・看護師・○○）です。

　「退院後生活環境相談担当者」は、あなたが可能な限り早期に退院できるよう、ご相談をお受けし、様々な支援を行うことを役割として、以下のような業務を行います。

①　入院中や退院後の生活環境に関する様々な相談に乗り、あなたの希望や意向を尊重しながら一緒に考えてい

きます。

②　様々な制度や福祉サービスの利用に関する相談ができます。

③　入院中から、居住地の保健所や地域の相談支援事業所等と協力して、あなたの必要なサポートをします。

④　あなたの退院後の支援計画を居住地の保健所が作成するために、あなたやあなたの家族を含め、病院の職員や居住地の保健所、その他の支援者等で会議を開催することがあります。

今後、退院に向けてお困りの事や上記についてご不明な点などがありましたら、担当の「退院後生活環境相談担当者」に御相談ください。